

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成28年度 8月度)

- 1 日 時 平成28年8月4日(木)
開会：午後2時00分
閉会：午後2時40分
- 2 場 所 氷見市役所 301会議室
- 3 出席委員 19名
1番 川上 悦男 2番 宮内 隆 4番 澤井 義昌
5番 片折 正明 6番 伊藤 清治 7番 田中 昭一
8番 寶住 與一 10番 前 建治 11番 寺山 正榮
13番 石丸 清志 16番 飯野 健 17番 正保 哲也
18番 阿字野忠吉 19番 両國 明美 20番 木沢 孝子
21番 角地 富雄 22番 六田 敏夫 23番 藤林 久一
24番 江添 良春
- 4 欠席委員 9番 定塚 俊弘 12番 舟金 敏明 14番 関谷 博文
15番 北嶋 孝三
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
- 6 職務のため出席した事務局等職員 4名
局 長 野村 佳作 農林畜産・いのしし等対策課長 茶木 隆之
主 査 清水 徹夫
臨時職員 嵐 由佳里
- 7 総会の概要

(事務局) ただいまから、平成28年度8月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読ですが、5月に開催されました全国農業委員会会長大会において、新たな「農業委員会憲章」が採択され、旧憲章が廃止されたとの案内があり、今回から新しい憲章を載せてありますので、澤井委員の主唱により、皆様をお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

です。

□議長 (会長) なお、本日の欠席者は、定塚委員、舟金委員、関谷委員、北嶋委員であります。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、宝住委員、前委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題『農業経営基盤強化促進事業適格決定』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

第1号議題、番号1～——の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読以上、計——筆、設定面積——m²、借受人——名、貸付人——名か

ら利用権設定されるものです。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

□議長（会長） 異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定、——件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件をご説明申し上げます。それでは、*ページをご覧ください。

今回の申請件数は2件で、申請面積は——m²です。

番号1の申請地は氷見市**——番と——番の田2筆です。

譲渡人 千葉県在住の(氏名**)から、譲受人 氷見市**——番地(氏名**)へ所有権を移転するものです。

番号2の申請地は氷見市**——番の畑1筆です。

譲渡人は、氷見市**——番地(氏名**)と氷見市**——番地(氏名**)の共有となっており、譲受人 氷見市**——番地(氏名**)へ所有権を移転するものです。

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号に規定されている不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件、一件について原案のとおり許可を与えることといたします。

□議長（会長） 第3号議題に入る前に、この案件につきましては川上委員が関係人であり、審議の間、一時退出をお願いします。（川上委員に第3号議題の審議の間、退出してもらう。）

□議長（会長） それでは、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件、2件につきまして、説明申し上げます。
なお、許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

資料の—ページをご覧ください。

番号1、地区は—です。

この案件は農地法第5条の規定による許可申請です。

譲受人が高岡市**—番地（氏名**）

譲渡人が氷見市**—番地（氏名**）

申請地は氷見市**—番、地目は登記、現況ともに畑、面積は—m²です。

農地区分は第3種農地で、転用目的が—、権利は—です。

資料の—ページに申請地の位置関係を示してあります。

番号2、地区は—です。

この案件は農地法第4条の規定による許可申請です。

申請人が氷見市**—番地（氏名**）

申請地は氷見市**—番、地目は登記が田、現況は宅地、面積は—m²です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

資料の—ページに申請地の位置関係を示してあります。

なお、この案件は違反転用に該当しておりますので、始末書の提出を受けています。

引き続き、許可基準について説明を行う。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と**委員及び事務局員による現地調査について、報告を受けたいと思います。
**委員をお願いします。

(**委員) 先般*月**日、私と**委員及び事務局で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件2件につきまして、隣接地との境界が確定されていること、転用後における用排水路や周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、1番について、隣接農地耕作者からの承諾書が添付されています。

あと、2件ともに氷見市土地改良区からの同意書が添付されています。

なお、番号2の申請地は既に住宅敷地として利用されており、違反転用にあたることから、始末書の提出を求め、これを受けています。

以上、今回の案件2件は、違反転用の案件もありましたが始末書が提出されており、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び5条の規定による許可申請に対し意見を付する件』につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会 8 月度定例総会を終了します。

次回、9 月度定例総会は、9 月 2 日（金）の午後 2 時から、市役所 C 棟 3 階の 301 会議室で開催を予定しています。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 28 年 8 月 4 日

議 長

署名委員

署名委員